⑴　医療区分２の患者に相当するもの　1,219点
⑵　医療区分１の患者に相当するもの　1,086点

7　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
イ　臨床研修病院入院診療加算
ロ　在宅患者緊急入院診療加算
ハ　診療録管理体制加算
ニ　医師事務作業補助体制加算
ホ　乳幼児加算・幼児加算
ヘ　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
ト　特殊疾患入院施設管理加算
チ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
リ　看護配置加算
ヌ　看護補助加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
ル　地域加算
ヲ　離島加算
ワ　療養環境加算
カ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
ヨ　二類感染症患者療養環境特別加算
タ　重症者等療養環境特別加算
レ　強度行動障害入院医療管理加算
ソ　医療安全対策加算
ツ　感染防止対策加算
ネ　患者サポート体制充実加算
ナ　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算
ラ　後発医薬品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
ム　データ提出加算
ウ　入退院支援加算（１のロ及び２のロに限る。）
ヰ　認知症ケア加算

8　注６に規定する点数を算定する患者に対して行った第３部検査、第５部投薬、第６部注射及び第13部病理診断並びに第４部画像診断及び第９部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の他の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して３日前までの当該費用については、この限りでない。

9　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、看護補助加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。
イ　14日以内の期間　129点
ロ　15日以上30日以内の期間　104点

10　夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、夜間看護体制加算として、入院初日に限り150点を所定点数に加算する。

11　別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（注２の規定により算定される入院基本料及び注５に規定する特定入院基本料を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の５に相当する点数を減算する。
イ　年６日以内であること。
ロ　当該日が属する月が連続する２月以内であること。

Ａ１０７　削除

Ａ１０８　有床診療所入院基本料（１日につき）
１　有床診療所入院基本料１
イ　14日以内の期間　861点
ロ　15日以上30日以内の期間　669点
ハ　31日以上の期間　567点
２　有床診療所入院基本料２
イ　14日以内の期間　770点
ロ　15日以上30日以内の期間　578点
ハ　31日以上の期間　521点
３　有床診療所入院基本料３
イ　14日以内の期間　568点
ロ　15日以上30日以内の期間　530点
ハ　31日以上の期間　500点
４　有床診療所入院基本料４
イ　14日以内の期間　775点
ロ　15日以上30日以内の期間　602点
ハ　31日以上の期間　510点
５　有床診療所入院基本料５
イ　14日以内の期間　693点
ロ　15日以上30日以内の期間　520点
ハ　31日以上の期間　469点
６　有床診療所入院基本料６
イ　14日以内の期間　511点
ロ　15日以上30日以内の期間　477点
ハ　31日以上の期間　450点

注１　有床診療所（療養病床に係るものを除く。）であって、看護配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
２　当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号Ａ２４６に掲げる入退院支援加算３を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して７日を限度として、有床診療所一般病床初期加算として、１日につき100点を所定点数に加算する。
４　夜間の緊急体制確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、夜間緊急体制確保加算として、１日につき15点を所定点数に加算する。
５　医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし